

要介護認定等の情報に関する個人情報の取り扱いについて

令和3年10月28日

白老町高齢者介護課

※ 全体の基本事項

町外の事業所・医療機関については、こちらから電話を掛け直して対応させていただきます（なりすまし防止のため）。

1 審査会予定日や進行状況について

【基本対応】 申請者、契約している居宅介護支援事業者及び介護保険施設、医療機関（入院中もしくは主治医意見書記載）に対して回答します。	【特例対応】 ・居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書を提出していない居宅介護事業所・包括からの照会⇒家族等から相談を受けてサービス調整が早急に必要（暫定プラン利用時等）場合は回答可能とします。
--	---

2 一次判定の照会について

【包括・居宅】 ・包括と居宅どちらにつながるか決めるためであれば、要支援・要介護のどちらで出ているか回答します（具体的な介護度は回答しません） ・暫定利用がある場合のみ「介護度」を提供します。軽度者に対する福祉用具貸与の取り扱いがある場合は「要介護2以上か否か」のみ回答。また、特養検討中は、「要介護3以上か否か」のみ伝えます。	【医療機関（入院中もしくは主治医意見書記載）】 暫定利用がある場合及び緊急時の場合「支援か介護」についてのみ回答します。ただし、特養検討中は、「要介護3以上か否か」のみ伝えます。
---	---

<共通事項>

【基本対応】 新規申請でサービス暫定利用を早急に行わなければならない場合、更新・区分変更申請で、緊急に現在の利用限度額を超えてサービスが必要な場合にのみ回答可能とします。	【特例対応】 医療機関（入院中もしくは主治医意見書記載）に対して⇒包括と居宅どちらへつながるか決めるためである場合に「支援か介護」についてのみ回答します。また、早急に認定結果を必要とす
---	--

	<p>る場合（住宅改修や福祉用具購入・貸与等）は、その旨を教えてください、なるべく事情を考慮します。</p> <p>※早期に退院が見込まれ施設への入所を検討する場合や高齢者虐待ケース等</p>
--	--

3 要介護認定結果の電話照会について

<p>【基本対応】</p> <p>介護保険証又は本人や家族に確認して下さい。家族が遠方にいる等結果通知が確認できない場合、早急にサービス利用が必要な場合（暫定プラン利用時）等については、要相談。原則として、申請者（代行申請含む）または契約している居宅介護支援事業者にのみ対応します。「介護度」のみ提供します。</p> <p>軽度者に対する福祉用具貸与の取り扱い及び施設入所検討中の場合には「要介護2相当か否か」についてのみ回答します。特養入所を検討中の場合には、「要介護3」以上か否かのみ回答します。</p>	<p>【特例対応】</p> <p>本人が認知症等で確認できない場合。</p> <p>医療機関の場合は、原則保険証で確認していただきますが、それが難しい場合は回答します。</p>
---	---

4 一般的な個人情報について

<p>【基本対応】</p> <p>被保険者番号：介護保険証で確認して下さい。</p> <p>住所や氏名の漢字：医療保険証等で確認して下さい。</p>	<p>【特例対応】</p> <p>判断に迷うケースは課内で協議した上で返事をします。（最低限、住所・氏名・生年月日等を知っていることが条件です）</p>
---	---

5 ケアプラン作成用の個人情報提供依頼（介護支援専門員への対応）

あらかじめ電話等で依頼をして「居宅介護（予防）サービス計画作成等に係る資料提供申請書」を提出して下さい。電話の場合、開示は原則としてご依頼してから30分後となります（待ち時間の解消のため）。

※ 認定審査会前の申請者の情報提供はできません。

6 主治医意見書作成のための過去の主治医意見書について（医療機関への対応）

医療機関名のみ提供しますので、医療機関同士でやりとりをして下さい。

7-1 負担限度額認定

※調べるのに時間が掛かるため電話を掛け直して対応します。

①申請前→本人、家族には回答します。介護支援専門員及び施設は家族・本人の同意がある場合、課内で協議の上で回答します。

②認定済→基本的には負担限度額認定証で確認して下さい。

本人、家族、介護支援専門員、入所届の出ている施設に回答します。

7-2 負担上限額（高額介護サービス）

施設入所後に「自己負担上限額確認書」を提出して下さい。調べるのに時間をいただきます。（入所時点での世帯所得を調べて段階を把握するので、入所前に調べることは難しいことをご理解下さい。）

8 負担割合証

- ・介護保険最新情報 Vol. 997 に基づき対応しています。
- ・本人、家族、介護支援専門員、入所確認済施設には回答します。
- ・医療機関の場合は、担当介護支援専門員に確認して下さい。